

平成 24 年 2 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 19

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター 2 階

電話 0162 - 23 - 4133

高額賞金受取り名目で手数料支払い請求! (稚内警察署)

~ 海外からあたかも高額賞金を獲得できるかのような内容の封書が届く ~

昨年末頃から、道内各地で中国の上海の消印が押された「最終通告」「10 日以内に返信必須」と記載された封書が送付されてきています。

封書内には

「賞金支払い通知書」

賞金支払い請求センター発行の「賞金請求資格証書」等が同封されています。

これらには、「貴殿の賞金請求資格がすでに最終確認済み」と、あたかも高額賞金(2 億 3,200 万円以上)を獲得できるかのように記載されており、10 日以内に「請求手数料 2,000 円分の郵便為替を同封、またはクレジットカード払いの場合は下記に記載して下さい。」と指示されています。

これは、高額賞金受取り名目で、請求手数料を騙し取ったり、クレジットカードの番号など個人情報を入手しようとするものです。

身に覚えがない不審なダイレクトメールは無視するようにしましょう。

他にも、「10 億円を超える高額懸賞に対し、エントリー資格がある。」との内容の文書を同封した封書も海外から送られてきます。

出前講座



稚内市消費者センターでは 1 月 20 日、稚内海員会館で、稚内市シルバー人材センターの新年会会場で約 80 名を対象に「あなたを狙う悪質商法」をテーマに出前講座を実施し、講習会商法、海外宝くじへの注意事項、クーリング・オフについてお話をしました。

稚内市の出前講座「悪質商法について」の申込み・問合せは
稚内市市民生活課 電話 23 - 6413 まで

相談事例(稚内市消費者センター)

外壁サイディング工事

【 相 談 内 容 】

4日前、10年位前に屋根の工事を依頼した業者が、近所まで来たのでと訪問して来た。今までにも何度か、メンテナンスに訪問すると連絡があったがその都度断っていた。今回も何もないと断ったが、なんでもいいのでどこか不具合がないか聞かれ、主人が軒下の壁の一部が白くなってきた事を話した。「この部分の補修をすることは可能だが、全外壁工事をして費用に大差はなく得になる。」と言われ、結局50万円現金一括払いで契約をしてしまった。

工事着工は来月中旬で、支払いは工事完了後の契約だが、全工事する必要はなく、年金収入での支払いは大変なので今日取り消しの電話をした。業者は契約解除を承諾してくれたが、このままでは不安。対応を教えてほしい。

【 対 処 】

業者が申込みの撤回を承諾しているが、今後のトラブルを防ぐため、葉書でのクーリング・オフ通知を助言した。

業者にその旨を電話で連絡し、相談者に葉書の書き方、両面をコピーして控えをとっておくこと、書留などの記録に残る方法で送付することなどを説明した。

相談者はご主人にその旨を伝え本日送付するとの事。

【 助 言 】

訪問販売は、その場ですぐに契約せず、ご家族や周囲の人に相談して決めましょう。

頼んでもいないのに押しかけてきたり、しつこく勧誘する業者には特に注意して下さい。

「契約してしまったけど、契約内容に疑問」、「よく考えると必要ない」など、困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133

稚内市中央4丁目 保健福祉センター2階

無料法律相談の活用を！

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

相談時間は午前11時から午後2時30分までです。(相談時間は1人15分)

事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

【2月】12日 【3月】11日 【4月】8日

稚内市市民生活課生活交通グループ 電話(直通)23-6413